

## 後期高齢者医療の保険料について

### 令和 8・9 年度における保険料率の改定案について

#### (1) 医療分保険料率(案)及び賦課限度額(案)について

##### ① 保険料率 (案)

	改定案	現 行	差 引
均等割額	58,427円 (月額4,869円)	52,791円 (月額4,399円)	+5,636円 (月額+470円)
所得割率	10.77%	11.24%	-0.47ポイント

##### ・被保険者 1 人当たりの平均年保険料額 (給付費準備基金活用後)

改定案	現 行	差 引	伸び率
99,609円 (月額8,301円)	89,450円 <sup>※1</sup> (月額7,454円)	+10,159円 (月額+847円)	+11.36%
	95,873円 <sup>※2</sup> (月額7,989円)	+3,736円 (月額+311円)	+3.9%

※ 各種軽減適用後の数値です。

※ 1 : 令和 6・7 年度試算時の数値です。

※ 2 : 令和 6・7 年度の実態調査時加重平均の数値です。

- ・医療給付費の増加などによる保険料率の大幅な上昇を抑制する趣旨から、前年度までの剰余金を積み立てた令和 7 年度末の給付費準備基金残高見込み168.1億円を全額活用することにより、1 人当たり平均年保険料額の上昇幅を10,159円、11.36%の伸び率に抑えました(均等割額は5,636円増加、所得割率は0.47ポイント減少)。

・被保険者1人当たりの平均年保険料額（給付費準備基金活用前）

8・9年度	現 行	差 引	伸び率
106,989円 (月額8,916円)	89,450円 (月額7,454円)	+17,539円 (月額+1,461円)	+19.61%

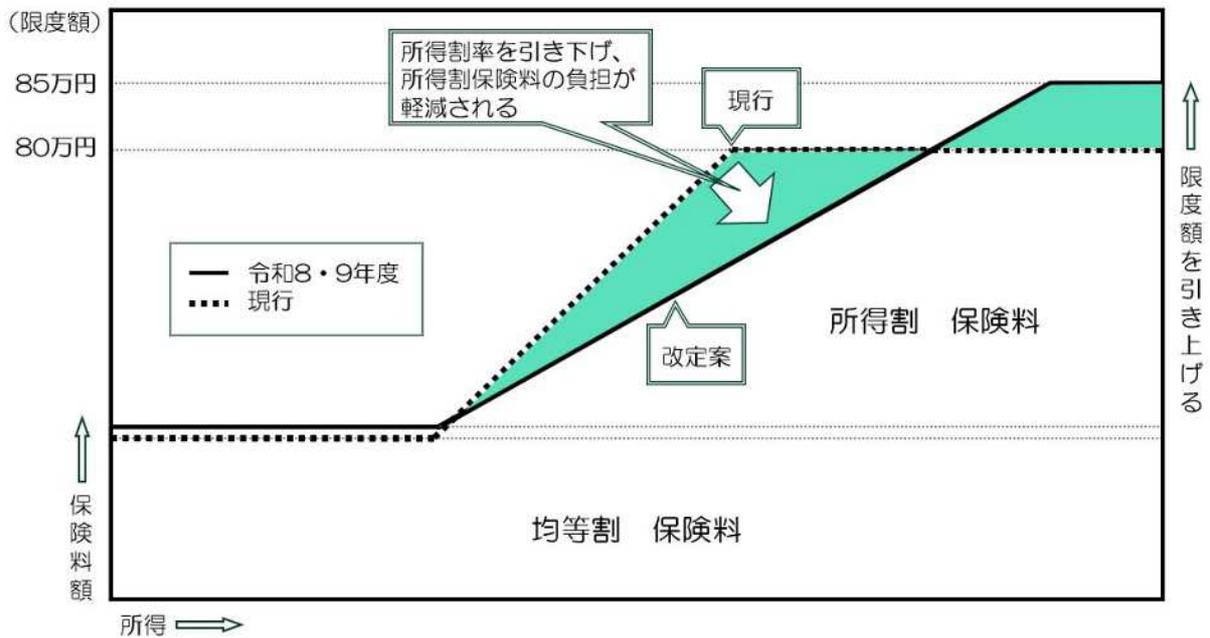
※ 各種軽減適用後の数値です。

※ 「現行」は令和6・7年度試算時の数値です。

②賦課限度額（案）

	改定案	現 行	差 引
賦課限度額	85万円	80万円	+5万円

[今回の制度改正に伴う保険料負担のあり方の見直しイメージ]



### ③低所得者軽減（2割・5割軽減）の拡大

低所得者の均等割については、所得に応じて保険料を軽減しており、軽減割合は、2割・5割・7割となっています。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合に、軽減を適用しますが、令和8年度から以下のように基準額を引き上げ、低所得者軽減の対象が拡大する見込みです。

- ・ 2割軽減の拡大（所得基準額の引き上げ）  
（現行） 43万円＋56万円×被保険者数  
（改正後） 43万円＋57万円×被保険者数
- ・ 5割軽減の拡大（所得基準額の引き上げ）  
（現行） 43万円＋30万5千円×被保険者数  
（改正後） 43万円＋31万×被保険者数

#### ・均等割軽減適用範囲の比較

夫婦ともに被保険者である世帯における夫の年金収入の例（妻の年金収入80万円）

	2割軽減	5割軽減
現 行	年金収入 280 万円以下	年金収入 229 万円以下
改正後	年金収入 282 万円以下 ※3	年金収入 230 万円以下 ※4

※3 2割軽減 公的年金等控除額110万円＋基礎控除額43万円  
＋年金特別控除15万円＋（57万円×2人）＝282万円

※4 5割軽減 公的年金等控除額110万円＋基礎控除額43万円  
＋年金特別控除15万円＋（31万円×2人）＝230万円

#### ・ 7. 2割軽減の実施

7割軽減の対象者については、令和8・9年度は、各広域連合の判断により特別調整交付金により均等割保険料（医療分）を更に0.2割軽減とすることが可能である（保険基盤安定制度とあわせて7.2割軽減）旨の通知が国から発出されました。これを受け、当広域連合において7.2割軽減を実施する予定です。

## (2) 子ども分保険料率(案)及び賦課限度額(案)について

令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が公布され、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

この支援金は医療保険者の保険料から拠出するものとされており、令和8年度保険料率は、当該制度の創設を踏まえた保険料率の算定が必要となります。

### ①保険料率（案）

	均等割額	所得割率	1人当たり保険料
令和8年度	1,351円 (月額113円)	0.24%	2,278円 (月額190円)

なお、今回の料率算定時における子ども分の料率試算は、国の方針により、令和8年度分のみでの試算となり、令和9年度分については、令和8年度に実施する予定となっております。

### 《子ども・子育て支援金制度とは》

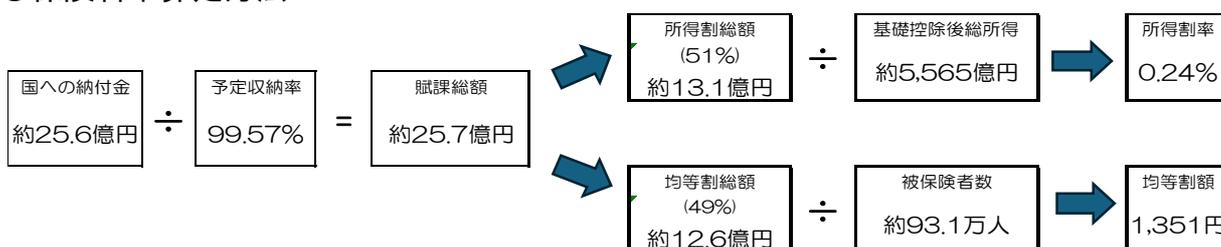
少子化対策の抜本的強化のため、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて賦課・徴収することにより、支援金を拠出する制度で、令和8年度から後期高齢者医療制度を含む全保険者が拠出することとされています。

### ②子ども分の基本的な考え方

1. 被保険者数 … 931,497人（令和8年度における見込み）
2. 総所得（賦課限度額控除後） … 約5,565億円（令和8年度における見込み）
3. 所得割と均等割の比率 … 51：49
4. 賦課限度額 … 2.1万円
5. 納付金額 … 約25.6億円

後期高齢者医療制度全体の負担額588億円のうち、兵庫県後期高齢者医療広域連合の負担額は約25.6億円となります。

### ○保険料率算定方法



## ◎保険料率(案)によるケース

(1) 基礎年金受給者(老齢基礎年金受給年額83万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	15,837円		15,837円			7割
	月額			1,320円			
改定後	年額	16,359円		16,359円	+522円	+3.30%	7.2割
	月額			1,363円	+43円		
子ども分	年額	405円		405円			7割
	月額			34円			

(2) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額120万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	15,837円		15,837円			7割
	月額			1,320円			
改定後	年額	16,359円		16,359円	+522円	+3.30%	7.2割
	月額			1,363円	+43円		
子ども分	年額	405円		405円			7割
	月額			34円			

(3) 厚生年金の標準的な年金受給者(厚生年金受給年額 190万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	26,395円	41,588円	67,983円			5割
	月額			5,665円			
改定後	年額	29,213円	39,849円	69,062円	+1,079円	+1.59%	5割
	月額			5,755円	+90円		
子ども分	年額	675円	888円	1,563円			5割
	月額			130円			

(4) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額 199万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	42,232円	51,704円	93,936円			2割
	月額			7,828円			
改定後	年額	29,213円	49,542円	78,755円	△15,181円	△16.16%	5割
	月額			6,563円	△1,265円		
子ども分	年額	675円	1,104円	1,779円			5割
	月額			148円			

## (5) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額211万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	42,232円	65,192円	107,424円			2割
	月額			8,952円			
改定後	年額	46,741円	62,466円	109,207円	+1,783円	+1.66%	2割
	月額			9,101円	+149円		
子ども分	年額	1,080円	1,392円	2,472円			2割
	月額			206円			

## (6) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額225万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	52,791円	80,928円	133,719円			
	月額			11,143円			
改定後	年額	46,741円	77,544円	124,285円	△9,434円	△7.06%	2割
	月額			10,357円	△786円		
子ども分	年額	1,080円	1,728円	2,808円			2割
	月額			234円			

## (7) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額 300万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	52,791円	165,228円	218,019円			
	月額			18,168円			
改定後	年額	58,427円	158,319円	216,746円	△1,273円	△0.58%	
	月額			18,062円	△106円		
子ども分	年額	1,351円	3,528円	4,879円			
	月額			407円			

## (8) 給与収入900万円、年金収入200万円の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	52,791円	845,248円	800,000円			賦課限度額 80万円
	月額			66,667円			
改定後	年額	58,427円	809,904円	850,000円	+50,000円	+6.25%	賦課限度額 85万円
	月額			70,833円	+4,167円		
子ども分	年額	1,351円	18,048円	19,399円			
	月額			1,617円			

(9) 基礎年金受給者で自営業の子(世帯主)と同居している方

(子(世帯主)事業所得年額 300万円、被保険者 老齢基礎年金受給年額 83万円)

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	52,791円		52,791円			
	月額			4,399円			
改定後	年額	58,427円		58,427円	+5,636円	+10.68%	
	月額			4,869円	+470円		
子ども分	年額	1,351円		1,351円			
	月額			113円			